

札幌バレーボール協会規約

第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本協会は札幌バレーボール協会(略称S. V. A.)と称する。
- 第2条 (事務所) 本協会の事務所は札幌市に置く。
- 第3条 (目的) 本協会は、地区加盟登録団体を統轄するとともに、バレーボールの普及発展を図ることを目的とする。
- 第4条 (組織) 本協会は、地区加盟団体及びバレーボール愛好者をもって組織する。
2. 本協会の地区は札幌市及びその周辺を区域とする。
 3. 本協会は、北海道バレーボール協会を通じて日本バレーボール協会に加盟する。
 4. 2項に所属する中学校体育連盟バレーボール専門部、高等学校体育連盟バレーボール専門部、ママさんバレーボール連盟、道央クラブバレーボール連盟、ソフトバレーボール連盟及び小学生バレーボール連盟を友好協力団体とする。

第2章 事業

- 第5条 本協会は、第3条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
- 1 各種大会の主催、主管及び後援
 - 2 各種講習会の開催
 - 3 その他、目的達成に必要な事業

第3章 役員

- 第6条 本協会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
副理事長 若干名
常任理事 若干名
理事 若干名
監事 2名

2. 本協会に名誉会長、名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。

- 第7条 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。

2. 役員の選出は推薦によって行なう。
3. 推薦は総会において選任された選考委員が行なう。
4. 選出された役員は会長がこれを委嘱する。

- 第8条 理事長、副理事長、常任理事は理事中より選出し、会長が委嘱する。
- 第9条 名誉会長、名誉顧問 顧問、参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。
2. 顧問・参与は会長の諮問機関とする。
- 第10条 会長は本協会を代表し、本協会の会務を統轄する。
- 第11条 副会長は会長事故ある時その職務を代行する。
- 第12条 理事長は本協会の全般的常務を執行する。
- 第13条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時その職務を代行する。
- 第14条 常任理事は常務を分担し、処理執行する。
- 第15条 理事は重要事項を審議し、常務の一部を分担し処理執行する。
- 第16条 監事は本協会の会計を監査する。
- 第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでその職務を行なう。

第4章 会議及び運営

- 第18条 本協会に次の会議を置く。
- 1 総会
 - 2 理事会
 - 3 常任理事会
 - 4 チーフ会議
 - 5 専門部会及び委員会
 - 6 その他会長が必要と認めた会議
- 第19条 本協会の諸会議は全て過半数の出席で成立し、議事の議決は出席者の過半数で決する。賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 第20条 総会は各登録チームの代表者1名によって構成する。
2. 総会は毎年1回、会計年度終了後会長が召集する。
 3. 臨時総会は次の場合に開催することができる。
 - 1 会長が必要と認めた時
 - 2 登録チーム数の3分の1以上の要求があった時
 4. 総会の議長は出席した代表のうちから互選する。
 5. 総会は本協会の最高決議機関であり、次の事項を審議決定する。
 - 1 規約の改廃
 - 2 役員の改選
 - 3 予算及び決算の承認
 - 4 事業計画及び実施の承認
 - 5 その他重要事項の決定
- 第21条 理事会は必要により会長がこれを召集する。
2. 理事会の議長は会長が当たる。

3. 理事会は次の事項を審議、決定する。
 - 1 理事長、副理事長、常任理事の決定
 - 2 総会に提出する議案
 - 3 その他常務執行に関して理事会が必要と認める事項

第22条 常任理事会及びチーフ会議は必要により理事長が召集する。

2. 常任理事会は次の事項を審議、決定する。
 - 1 理事会に提出する議案
 - 2 専門部会、委員会の設置に関すること及び役員の選考
 - 3 その他常務執行に関して常任理事会が必要と認める事項
3. チーフ会議は次の事項を審議、決定する。
 - 1 常任理事会に提出する議案
 - 2 その他常務執行に関してチーフ会議が必要と認める事項

第5章 事務局

第23条 本協会に事務局を設け、常任理事の中から事務局長を互選する。

2. 事務局には常任理事会の議を経て、庶務主事、会計主事を置く。
3. 事務局には常任理事会の議を経て、必要により、若干名の局員を置くことができる。

第6章 専門部会及び委員会

第24条 本協会は必要により専門部会及び委員会を置くことができる。

第7章 加盟登録

第25条 本協会に加盟するチーム及び個人は、所定の登録用紙に必要事項を記載し、登録料を添えて登録する。

2. 未登録のチーム及び個人は、各種大会に出場することができない。
3. 登録料は毎年総会で決定する。
4. 登録後その内容に変更が生じた時は、その都度速やかに本協会に届け出なければならない。

第8章 会計

第26条 本協会の経費は次の収入をもって当てる。

- 1 登録料
- 2 補助金
- 3 寄附金

4 事業収入

5 その他

第27条 本協会の会計年度は3月1日に始まり翌年の2月末日までとする。

第9章 改 正

第28条 本規約の改正は総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

本規約は平成3年4月1日より施行する。

本規約は平成12年4月1日より施行する。

本規約は平成14年4月1日より施行する。

本規約は平成26年4月1日より施行する。

本規約は平成27年4月1日より施行する。

本規約は令和4年4月1日より施行する。